

（参考）視野障害対策マニュアルの検討状況

令和3年度 事業用自動車健康起因事故対策協議会

自動車運送事業に係る交通事故対策検討会(2019年度・2020年度)

- 高齢者における発症率が高い緑内障等の視野障害では、見えている範囲が狭くなったり、部分的に見えなくなる症状が現れるが、視力は維持されているため、自覚症状が無いまま運転を続けることで重大事故に繋がるおそれがある。
- 視野障害に関する運転リスクを事業者にも周知するとともに、スクリーニング検査や眼科での視野検査の受診による早期発見、事業者による受診結果の把握及び治療を促すこと等について推奨することを決定。

事業用自動車総合安全プラン2025(2021年3月策定)

- 事業用自動車の安全対策に関する中長期計画における講ずべき施策として「**視野障害に関する運転リスクの周知、及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨**」を明記。

自動車運送事業に係る視野障害対策ワーキンググループ(2021年12月～)

新設

- 事業用自動車の運転者の視野障害によって発生しうる交通事故の抑止に向け、専門的見地から**視野障害を早期に発見し治療を促すための検査の普及方策に係る検討**を行うため、自動車運送事業に係る交通事故対策検討会の下に本ワーキンググループを設置。

【委員】 <学識有識者>

(労務管理関係)

大原記念労働科学研究所

① 酒井 主管研究員

(眼科医)

近畿大学医学部眼科学教室

② 松本 教授

たじみ岩瀬眼科

③ 岩瀬 院長

西葛西・井上眼科病院

④ 國松 副院長

<業界団体>

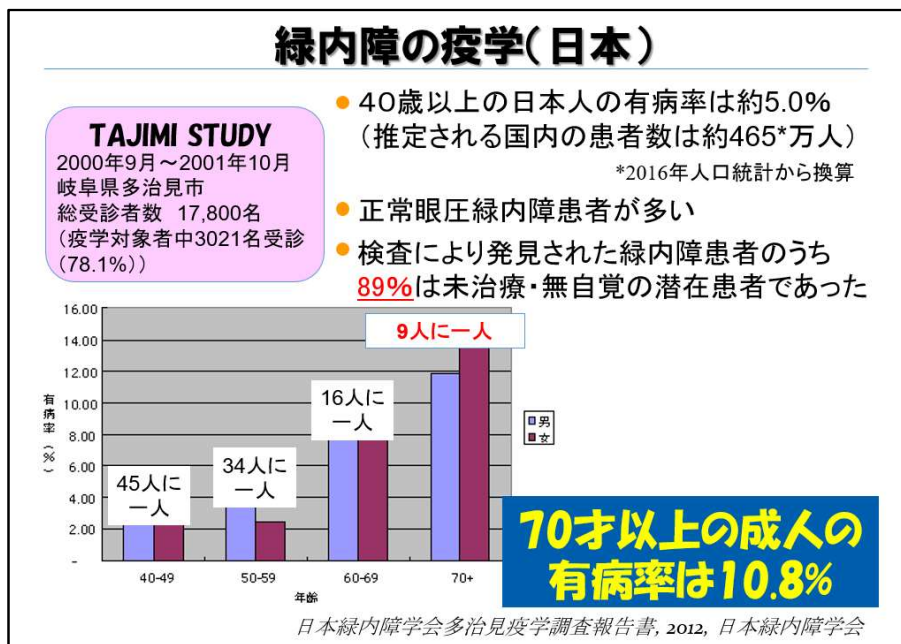
⑤ 日本バス協会

⑥ 全国ハイヤー・タクシー連合会

⑦ 全日本トラック協会

視野障害と自動車事故の関係について

- 高齢者における発症率が高い緑内障等の視野障害では、見えている範囲が狭くなったり、部分的に見えなくなる症状が現れるが、視力は維持されているため、自覚症状が無いまま運転を続けることで重大事故に繋がるおそれがある。
- 視野障害に関する運転リスクを事業者に周知するとともに、スクリーニング検査や眼科での視野検査の受診による早期発見、事業者による受診結果の把握及び治療を促すこと等の推奨が必要。



視野障害と自動車事故・最近の裁判事例

- 自動車過失致死事件(刑事裁判)
- 被告人(42歳男性)が軽四輪貨物自動車運転中、信号のない横断歩道を横断中の76歳男性に衝突、死亡させる。「正面を見て運転、衝撃があったので、車を停めて後方をみたら、ヒトが倒れていた。」
- 矯正視力 右(1.0) 左(0.3)
- **事故後に網膜色素変性と判明**
- 一審は無罪判決(2012.7)→控訴審も無罪(2014.3)

- 損害賠償(民事裁判)
- 被告人(41歳男性)がY字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車に乗ってきた59歳女性をはね、死亡させる。
- 矯正視力 右(1.0) 左(0.3)
- **事故前に網膜色素変性症と診断され、身障者手帳2級を取得、医師は「運転はもちろん労働も難しい」と本人に伝えていた。**
- 一審(2018.11)、控訴審(2019.3)とも「重過失」を認める。

目の難病認め二審も無罪 大阪高裁、交通死亡事故で運転者の男性に判決
2014.3.26 11:19

奈良市で平成23年、歩行者の男性(当時69)を車ではねて死亡させたとして、自動車運転過失致死罪に問われた男性被告(45)の控訴審判決が26日、大阪高裁で開かれた。米山正明裁判長は「目の難病で視野が欠け、被害者を見つめるのは困難だった」と述べ、無罪(求刑禁錮1年8月)とした1審奈良地裁判決を支持、検察側の控訴を棄却した。

検察側は「前方の安全に注意する義務を怠った」と主張していた。米山裁判長は判決理由で、男性が視野の欠ける「網膜色素変性症」だったと指摘。「衝突直前に、視野の中で感覚が強い部分に被害者が入り、発見できなかった可能性がある」と退けた。

視野障害一審も過失認定 旭川の死亡事故 控訴審棄却
旭川市で発生した死亡事故で、運転者の男性(41)が、Y字交差点で信号待ち、青信号で発進した直後、横断歩道を右から自転車に乗ってきた59歳女性をはね、死亡させた。旭川地裁は、男性の運転に過失を認め、懲役1年6月、罰金100万円の併科を言い渡した。控訴審では、検察側が過失を認めないとして、無罪を主張していたが、控訴審も過失を認め、一審の判決を支持した。

【緑内障患者の見え方の例】



令和2年度第2回自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた
更なる交通事故対策W/G
西葛西・井上眼科病院 國松副院長 ご講演資料より

視野障害対策マニュアル(仮称)の策定について

- 自動車運送事業者(バス、タクシー、トラック)に対し、視野障害に関する運転リスク及び視野に関する健診の受診や治療の必要性について周知するため、事業者で活用できるマニュアルを策定する。
- 視野障害に関する症状や視野障害を早期発見するための健診の活用と治療、受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示す。
- 日本視野画像学会より医学的知見をいただきながら策定する。

【策定スケジュール(案)】

	R3										R4			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
ワーキンググループ										必要に応じて適宜開催				
視野障害対策マニュアル(仮称)策定	→ 初期検討		→ 骨子案の作成			→ 素案の作成			→ 原案の作成		→ 最終案の作成			
			-----→ 骨子案に対しご意見照会 (日本視野画像学会)				--→ 素案に対しご意見照会 (日本視野画像学会)			-----→ 原案に対しご意見照会 (日本視野画像学会、医師会、 関係団体、運輸局 etc.)				

視野障害対策マニュアル(仮称)のポイント案

知識

I 章

- ★視野が狭くなったり一部欠けたりする視野障害を自覚せずに運転を続けることで重大事故を起こす可能性がある。
- ★視野障害の早期発見と治療の継続により、運転者の運転寿命を延伸できる。

実践

視野障害の早期発見と運転寿命を延伸するための実施事項

Ⅱ章-1

運転者への理解促進

事が
業
者
実
施

運転者に対して、視野障害に関する理解を促すため、社内教育や施策(簡易スクリーニング検査手法の導入・実施等)を実施する。

Ⅱ章-2

視野に関する健診の受診と対応

定期健康診断において、視力検査のほか、眼底検査・眼圧検査等の追加検査または眼科での健診を勧める。健診で異常ありまたは異常の疑いがある場合は眼科検診を促す。

Ⅱ章-3

視野障害に関する「注意すべき症状」を把握

「疾患を見逃さないために注意すべき症状」について運転者に周知する。また、日ごろから点呼等で症状の有無を確認し、症状が現れた場合は眼科検診を促す。

眼科検診を促す

受診時に眼科医に対し予め運転業務に関する情報提供を依頼

Ⅲ章-1～4

眼科検診（視力検査、眼底検査、眼圧検査、視野検査等）

Ⅲ章-5

治療

Ⅳ章

運転者の運転業務に関する意見を眼科医から聴取

個別の状況判断および産業医との相談の上、就業上の措置を講じる

眼
科
実
施

事
業
者
実
施